

【参考】学校感染症と出席停止の基準（R6.9月改訂）

| 感染症                  | 出席停止の基準                                       |
|----------------------|---|
| 新型コロナウイルス感染症         | 発症の翌日から5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで             |
| インフルエンザ              | 発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで                         |
| 百日咳                  | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで        |
| 麻疹（はしか）              | 解熱した後3日を経過するまで                                |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ）  | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| 風しん                  | 発疹が消失するまで                                     |
| 水痘（みずぼうそう）           | すべての発疹が痂皮化するまで                                |
| 咽頭結膜熱                | 主要症状が消失した後2日を経過するまで                           |
| 結核                   | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで                 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎             |   |
| コレラ                  |   |
| 細菌性赤痢                |   |
| 腸管出血性大腸菌感染症          | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで                 |
| 腸チフス                 |   |
| パラチフス                |   |
| 流行性角結膜炎              |   |
| 急性出血性結膜炎             |   |
| 溶連菌感染症               | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能               |
| ウイルス性肝炎A型・E型         | 肝機能正常化後登校可能                                   |
| ウイルス性肝炎B型・C型         | 出席停止不要  |
| 手足口病                 | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可   |
| 伝染性紅斑（リンゴ病）          | 発疹のみで全身状態が良ければ登校可能                            |
| ヘルパンギーナ              | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可   |
| マイコプラズマ感染症           | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能                        |
| 感染性胃腸炎<br>（流行性嘔吐下痢症） | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能                   |
| アタマジラミ               | 出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）                        |
| 伝染性軟属腫（水いぼ）          | 出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）                  |
| 伝染性膿痂疹（とびひ）          | 出席可能（プール、入浴は避ける）                              |

